

宮崎県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定

宮崎県（以下「甲」という。）と（協力団体等名）（以下「乙」という。）は、宮崎県災害派遣福祉チーム設置運営要領（以下「設置運営要領」という。）に基づき、宮崎県災害派遣福祉チーム（以下「チーム」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害（災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用又は適用される可能性がある認められる規模の災害をいう。）発生時に、避難所等に避難する高齢者や障がい者、子どものほか、傷病者等といった地域における災害時要配慮者を支援することを目的としたチームの派遣に関して必要な事項を定めるものとする。

（派遣要請等）

- 第2条 甲は、設置運営要領に基づき避難所等において要配慮者の支援活動を行う必要があると判断した場合は、宮崎県災害福祉支援ネットワーク事務局（以下「事務局」という。）を通じて、乙に通知する。
- 2 チームの派遣先は、原則として宮崎県内とする。ただし、宮崎県外の地域で災害が発生し、国又は他の都道府県等から甲にチームの派遣要請があった場合で、甲が派遣を必要と認めたときは、宮崎県外の地域への派遣を要請することができる。

（活動内容等）

- 第3条 チーム員は、設置運営要領第7条に定める活動を行うものとする。
- 2 チームが活動に従事する場合は、チーム員の中からリーダーを指名し、リーダーはチームを統括する。

（費用負担）

- 第4条 チームの派遣に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象となる費用については、災害救助法の定めるところにより、甲が負担する。
- 2 前項以外のチームの派遣に関する費用については、別に定める。
- 3 甲は、チーム員もしくはチーム員の所属する事業所に対し、第1項及び第2項の費用を支払うものとする。

（定めのない事項）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲と

乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間の満了の日の1ヶ月前までに、甲、乙のいずれからも申し出がないときは、その後1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(旧協定の取扱)

第7条 宮崎県災害派遣福祉チームの派遣に関する旧協定は、本協定締結をもって終了する。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙署名の上、それぞれ1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 宮崎県知事 印

乙 (所在地)
(協力団体等名)
(代表者 職 氏名) 印